

鎌倉時代における石清水八幡宮寺祠官の印章

—幸清・宗清・耀清—

鍛代 敏雄

Seal of the *Iwashimizu-hachimangu* shrine Temple the *Shikan* in the *Kamakura* period
- kousei, sousei and yousei -

KITAI Toshio

キーワード：鎌倉時代 石清水八幡宮 印章

要旨

本稿の課題は、鎌倉期にはじまる石清水八幡宮寺祠官の印章に関する調査・研究の成果を報告するところにある。石清水八幡宮の印章に関するまとまった研究はない。そこで、本文では、別当・社務検校を務める祠官の私印について、あらためて検証した。とくに鎌倉期に確かめられる、幸清・宗清・耀清の3者の印章に関し、その形態、使用法、機能の3点を中心に論述した。なかでも、耀清の印章は、斯界においてほとんど知られていなかったが、国立歴史民俗博物館所蔵の国宝『宋版史記』の所蔵者であったことをはじめて発見した。その書誌学史上の意義は少なくないものとする。なお、筆者は石清水八幡宮研究所主任研究員を兼任しており、本稿については、かかる調査・研究の成果の一部である。また、本学の博物館学芸員資格にかかわる単位取得履修講座・古文書学の授業を担当している。その概論のなかで、花押や印章の講義を行っている。今後の古文書学の授業に反映させていく所存である。

Abstract

This issues paper is to report the results of the investigation and research on the seal of the *Iwashimizu-hachimangu* (石清水八幡宮) shrine Temple the *Shikan* starts in the Kamakura (鎌倉) period. No large study on the sigil of the *Iwashimizu-hachimangu* shrine. So, about my impression of the *Shikan* (祠官) in the body, serve as intendant, *Bettou* (別当) and *Kengyo* (検校) again verified. Concerning the seal of *kousei* (幸清), *sousei* (宗清) and *yousei* (耀清), seen especially during the Kamakura, was discussed focusing on the forms, how to use, features three. The *Shi ji* (史記) was printed during the Song (宋) dynasty in China, in the collection of the treasures of the National History Museum of folkways, *yousei* sigil is little known in the field, but for the first time found. The significance of the bibliographical history no less considered. The *Iwashimizu-hachimangu* shrine Research Institute, and serves as this part of the results of such research and studies on paper. Also, are responsible for class credits course course concerning the qualification of Museum curator and Paleography. In its introduction, teaches *kaou* (花押) and seal (*insyou* 印章). On teaching of Paleography in the future to reflect.

はじめに

法制史の石井良助氏は、律令制が崩れ、私印の制限が緩むと、私印がひろく行われるようになると思われるが、実のところは「自署の系統をひく花押、すなわち書判が、広く行われるようになった」と指摘し、「上世(律令時代)を官印の時代、と呼ぶならば、中世は花押の時代、と呼ぶことができよう。」と説いた¹。もちろん「花押の時代」であっても、印章は用いられていた。

古文書学の荻野三七彦氏の研究によれば、藤原氏の氏長者の印章に関し、とくに日記『台記』に頼長が自ら私印を鑄造したとの記述を再考して、「頼」字の私印を吉書の返抄に捺印したことを指摘した。また、九条兼実の『玉葉』などから、氏長者印(家印)の伝世について論述する。さらに、平清盛の家印や、石清水八幡宮寺祠官の田中宗清が花押に重ねて「宗」字の印を捺した点(以下、〈花押重ね朱印〉と

略記する場合があります)に着目した。中世の印章は宋朝禅林の影響のもとに発展し、蔵書印に加えて、特殊な印の一つとして、もとは花押による「継目判」であったものが紙の継目裏に捺印する「継目印」の存在を紹介している²。

近年、久米雅雄氏は印章の系譜について、「大和古印」から近世の「糸印」まで、7つの系譜を提示している。その一つである「禅僧印」の系譜では、「古代律令官印私印の衰退」後、宋元の様式に基づく、鎌倉時代の禅僧の印章に留意している³。それにたいして、荻野氏は相田二郎氏の論説を引きながら、平安期から鎌倉期における密教系寺院の僧侶の私印は、禅僧の印章とは異なる、上代の私印の系譜を引くものである、とかつて説いている⁴。

本稿で課題とする鎌倉期の石清水八幡宮寺の場合、法親王ら真言・天台の僧侶を得度戒師(師主)とする石清水祠官の僧侶の私印は、上記の系譜に連なるものと考えられるが、なお、前述の〈花押重ね朱印〉に関して、中国宋代の禅僧に倣ったものと思われる。

筆者は、先に石清水八幡宮牛玉宝印、如意宝珠印について紹介した⁵。その外には、現在も石清水祭(放生会)の神人補任状に使用されている「御正印」(方形糸印)や平安期の「八幡寺印」⁶、また八幡宮の蔵書印として、近世では「鳩嶺文庫」印や「田中門蹟文庫」印⁷、近代では「男山八幡宮印」などが知られるが、石清水八幡宮の印章に関するまとまった先行研究はない。

本稿では、検校や別当・権別当などの重職を務める、石清水八幡宮の祠官家の印章に焦点を当てたい。とくに鎌倉期に確かめられる、善法寺(竹)幸清・田中宗清・善法寺(柳)耀清(幸清の子)の3者の印章から、その形態、使用方法、機能の3点を中心に調査研究の成果を報告したい。なかでも耀清の印章については、斯界においてほとんど知られていなかったが、その印影から、国宝『宋版史記』(国立歴史民俗博物館蔵)の所蔵者であったことがはじめて判明した。その書誌学史上の意義は少なくないものと考え⁸。

I 竹幸清の印章

まずはじめに、石清水八幡宮寺祠官(神宮寺の護国寺別当)家の略系図⁹を掲載し、幸清・宗清・耀清の親族関係を明示しておきたい。

伊藤清郎氏は、石清水八幡宮寺の別当家に関し、「紀氏門閥」の権門として整理している。それにしたがえば、ここで対象とする別当は、第25代の光清から第63代の曇清に至る第3期、すなわち「世家権門石清水八幡宮の成立と発

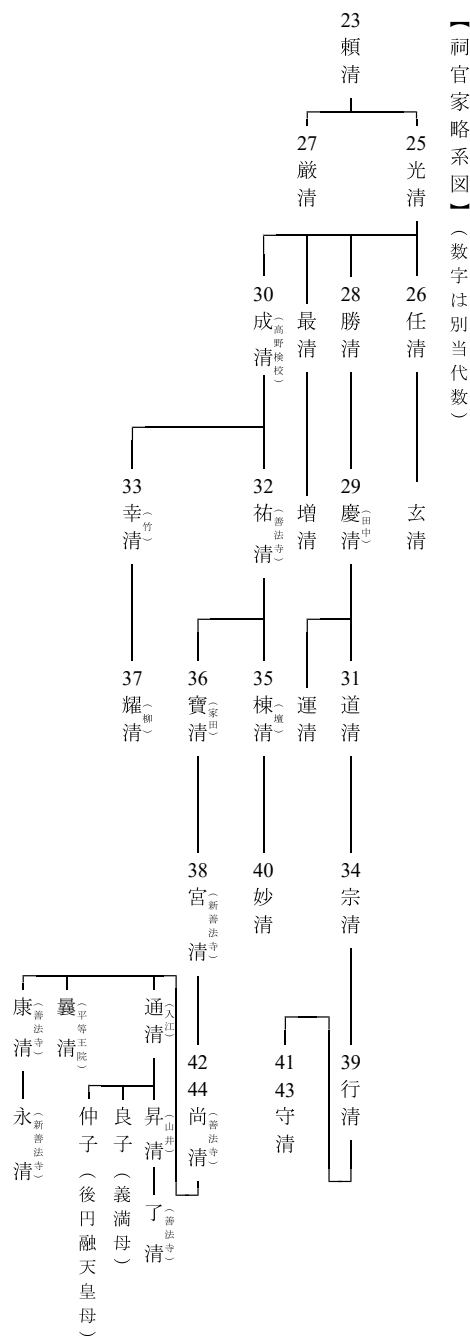


図1 祠官家略系図(数字は別当代数)

展の時期」にあたる¹⁰。光清は、社務を統轄する第10代検校に就いたが、もっとも重視すべき点は、白河法皇との親密な関係にある。光清が長治2年(1105)の院宣により筑前国大山寺別当に補任されたこと、延暦寺方の「悪僧」との闘争、延暦寺と石清水八幡宮との互いの強訴などが知られる¹¹。光清の紀氏門閥が、石清水八幡宮寺の別当および検校として、境内寺社、全国の荘園・諸職、別宮を統轄するようになっていった。

【図1】によれば、慶清(石清水別当の「門跡」)の初見、『石清水』1-157号、2-580号)が田中と号し、祐清が善法寺を称した。そして、田中家方が28-29-31-34代の

別当に補任され、善法寺家方が30-32-33代の別当に就いた。善法寺(竹)幸清と田中宗清を見ると、交互の順では宗清が33代に就任するのが常道であったが、善法寺祐清の弟幸清が別当に補任された。イレギュラーな別当人事が断行されたのである。

竹幸清の父は、光清12男で第30代別当、第12代検校、高野検校と称された成清(1122~1199)だが、成清の得度師主は仁和寺覚法法親王(白河院の第4皇子)である。石清水境内の宝塔院院主職・極楽寺院主、宇佐の弥勒寺講師(検校)、香椎宮検校、石清水別当・検校を兼任かつ歴任した。成清2男、第32代別当、第13代検校の祐清(1166~1221)の師主は仁和寺覚法法親王(鳥羽院の第7皇子、母は光清の女子)、同じく宇佐弥勒寺検校、建永2年(1207)正月別当職を辞して、弟幸清に譲ったが、承元3年(1209)には祐清が検校職に就いている。

第33代別当の幸清(1177~1235)は、善法寺を号した祐清(1166~1221)の舎弟で、竹と号した。戒師は守覚二品親王(後白河院の第2皇子)で、ひとしく仁和寺法親王を師主と仰いだ。宝塔院主を祐清から譲られ、権別当のときに香椎宮検校に補任された。建永2年正月石清水別当並びに神宮寺の極楽寺院主の宣下を受けた。文暦2年(1235)閏6月別当罷免とする記述も見えるが、翌7月摂政九条道家が田中宗清に社務を任せ、7月11日幸清入滅(異説は5日)。幸清は歌人としても知られ、藤原俊成の勅撰『千載和歌集』に採択、また父成清と同じく、藤原定家らの勅撰『新古今和歌集』などに撰ばれている。

そこで、竹幸清の印章を検討しよう。【口絵A】を参照されたい¹²。石清水に関する諸縁起の奥書は次の通りである。

「 別当法印大僧都幸清撰
建保七年閏二月廿五日書了、
(朱印) 執筆 僧隆宴 」

印文「幸」字の菱形朱印の法量は、縦3.7cm、横3.6cm、一辺2.6cmである¹³。幸清の印影は、この建保7年(1219)閏二月の諸縁起の書写本にのこっているだけである。別当幸清の撰にかかる縁起を隆宴が書写した年月日の「閏二月」に重ねて朱印が捺されている。宗清の節で後述する通り、ほぼ同時期に同型の菱形の偏諱、上の字「幸」や「宗」の朱印を用いていたことがわかる。また、右の奥書から、幸清もまた文書の書写や撰述を行っていたことが知られる。

同史料の旧外題下には「一卷幸清撰」と見え、同じく目録番号30「八幡権現大菩薩遷座事」と同31「大神朝臣縹

麻呂弟助雄等解文案」との間に朱筆があって、「從此以下検校法印祐清被撰出仍書入之」と書かれている。したがって、祐清による石清水縁起の撰集の事実もわかり、幸清の修史は実兄祐清を継承するものであったことが判明する。

また、年末詳4月27日付の祐清消息、同日付の幸清返状、その紙継目裏に耀清の花押が裏判されている。さらに嘉禎元年(1235)11月29日付の耀清自筆奥書には、祖師行教の御真筆縁起は「天下之靈宝」「宮寺之券契」だから、師資嫡々、相承すべきことが明記され、行教真筆縁起を善法寺家の正嫡が相伝すべきである、と訓誡されている¹⁴。

これらを要すると、善法寺家として編集された縁起類の記録に関し、祐清・幸清兄弟、幸清・耀清父子へと相伝されたこと、なお耀清の代においても、文書の蒐集・整理や修復・成巻などを行っていたのである。

II 田中宗清の印章

宗清の祖父・田中慶清(1130~1187)は、第28代別当・第11代検校の勝清(光清の子)の子で第29代の別当に就いた。母は三井寺長吏実慶僧正の妹、師主は白河院の第12皇子・桜井僧正行慶である。宇佐の弥勒寺喜多院院主および弥勒寺検校となった。慶清の子息、第31代別当の道清(1169~1206)は、文治元年(1185)に石清水別宮の管崎検校に、建久3年(1192)2月成清から別当職を譲られた。歌人としても知られ、『新古今和歌集』には漏れたが、『新勅撰和歌集』に採択されている(『石清水』1-78頁)。建仁4年(1204)2月2日付官宣旨案に、道清が石清水別当の「門跡」と見える(『石清水』2-83頁、『叢書』5-331頁)。道清の子・宗清(1190~1237)の得度戒師は東寺二長者延泉僧正、「宗」字は藤原定光の撰によると伝える。建仁4年(1204)管崎検校、元久3年(1206)道清の入滅により権別当に就いた。7月3日、宗清・棟清・超清・實清・耀清らが参上して、幸清が別当を辞職する旨の意思を上申した。摂政家御教書が出され、別当職(第34代)を宗清に転任することを幸清に下達した。摂政道家は同6日付で御教書を宗清に与え、宮寺の執務を任せたとのである(『石清水』2-648 649号、450頁)。

このように権別当から別当まで、30年余を要する違例の昇進となった。貞応2年(1223)10月日付の田中宗清願文案¹⁵は、宗廟としての本社御修理・行幸・放生会・臨時祭・修正会を執行するための宮寺領は、「氏人」(正統なる紀氏門閥)が譲与されること、別当職については権別当の第一をもって次の別当を補任すべきことなど、13箇条が列記さ

れている。善法寺祐清が弟幸清を別当に据え、幸清は宗清に別当職を譲らなかったことから、憤慨を内心に秘めて、八幡大菩薩への立願を思い立ったものと考えられる。

また、親交の厚かった藤原定家の日記『明月記』元文2年(嘉禄元、1225)3月2日条には、宗清書状の内容が載っている。そこには、幸清の別当職継続の画策、その「所望」が成就してしまった上は、「遁世」(隠居)したいとの想いが書かれていた(『石清水』2-474頁)。よくよく案ずるようと、定家は返答している¹⁶。結局、幸清が入滅する頃まで、宗清は別当に補任されなかったことになる。別当に就くまで臥薪嘗胆の立場にあった宗清は、父道清とともに、歌集はもとより、物語・日記、記録、漢籍、仏典と幅広い編纂事業に着手した。とくに「宮寺縁事抄」の編纂・修史事業は、今日に至るまで遺された「石清水文書」の骨格をなす史料集である¹⁷。「宮寺縁事抄」は、石清水八幡宮寺の由緒来歴についての重要な史料を抄出・採録し、類別編集した史料叢書である。かかる編纂の諸事情については、村田正志氏による石清水八幡宮所蔵「宮寺縁事抄」の「解題」に概説されている¹⁸。

宗清の嫡流観は御豊系紀氏の祠官相承の正統性を書いた「宮寺縁事抄告文部類」から明らかである。村田氏は家伝文書に関し、「家の相続」「家職の継承を証明する」根本史料であり、道清・宗清父子の奥書から、嫡流としての二人によって文書類が回収、相伝されたことが理解できる、と指摘する¹⁹。とくに宗清の尽力は尋常ではなかった。ながらく別当職に就けなかった、自身の境遇も大きかったといえよう。村田氏は、「宮寺宝殿馬道間事」の宗清自筆の奥書全文をあげて、宗清が「文書記録の整備に献身したことがわかる」と強調した²⁰。

慶清他界の後、家伝の文書の多くは道清実弟の運清²¹が内々に所持していたので、道清は責め取ったが、「重書」は多く紛失していた。そのことを恐れて、宗清は嫡子章清に表紙を書き付けて託したが²²、章清は夭逝してしまった。「累祖相伝之書」は、父道清の遺命、大江匡房の御詞の通り、当家・当代の身代と同じである。だから、内々の所持文書を經典の料紙を用いて成巻した、と記されている。たとえば、寛喜4年(1232)2月20日付の宗清自筆奥書に見えるような「家之重宝」の意識(「石清水遷座略縁起 行能筆」<『石清水』1-107頁>)がうかがえるのである。なお、同書には追筆で、弘長元年(1261)、後深草上皇が藤原宗経をもって、「宮寺縁起」の仰せがあり、叡覧を経たことが書かれている。

ともかく、建保2年(1214)頃からはじめられた「宮寺縁事抄」の編纂事業は、寛喜2年(1230)正月の「宮寺縁

事抄納筥目録」奥書によって草稿の成立が判然する。ただし、「石清水宮璽御事」の紙背文書の「石清水八幡宮文書目録」は宗清作にかかるが、貞永元年(1232)の年号が見えるので、寛喜2年以降も編纂を続けていたに違いない²³。

さて、宗清の印章について検討する次第となった。はじめに、編集した典籍の奥書署判に重ねて朱印を捺す場合(〈花押重ね朱印〉)を見てみよう。【口絵B】(「宮寺縁事抄末二」『石清水』5-686頁)を参照されたい。「宮寺縁事抄」の宗清奥書である。

(朱印)

「抄出了

建保二年二月二日

法印(花押・朱印) 」

建保2年(1214)2月2日付奥書は、【口絵B】の通り、「出了」と「保」にかかる朱印と、「法印」の署名下、花押に重ねて捺した朱印の初見になる。年代のわかるもっとも古い印影である²⁴。印文は「宗」で、二重郭菱形印、縦・横ともに5.7cm、一辺は5.1cmである。なお、本史料には紙継目裏ごとに宗清の朱印が捺されている。

同じく建保2年12月13日付の宗清奥書には「権別当」の署名下に、また同15日付奥書に「法印」の署名下に〈花押重ね朱印〉の認められる史料がある(『石清水』1-38頁、同5-645頁)。いずれも宗清が編集した「宮寺縁事抄」である。史料内容は、神祇関連の諸古書の霊験や怪異・災厄、八幡宮寺の宣命・告文・祝詞・巻数案、宇佐八幡宮の行事49箇条の規定や由緒などである。

前述した通り、荻野三七彦氏は、右の建保2年の権別当宗清の「花押に重複して印文『宗』の一字を方形を斜めにした菱形様の異形の印がおしてある」こと、また「紙継目」花押(継目判)に重ねて継目印として使用されたこと、なおお文書ではなく典籍における捺印であったこと、これら3点に注目した。同様の事例として、中国の医書『黄帝内経』(前田育徳会蔵)をあげ、後嵯峨上皇に献上するために書写した和氣種成が、卷子装の奥書に、花押に重ねて朱印を捺している典籍関連の史料を紹介する²⁵。

ただし、書写年代は文永元年(1264)だから、右の宗清の史料がより古い史料となる点は留意しなければならない。たとえば、南宋の淳熙6年(1179)に密庵咸傑が書いた法語²⁶の文末には「徑山密庵咸傑書于不動軒」とあり、法諱「咸傑」に重ねて朱印が捺されている。このような中国様式を、宗清はすでに承知していたものと思われる。

花押に重ねて朱印を捺した意味や効力を推測すれば、花押の裏判の替わりに用いられた朱印の「宗」字をもって、証判の威力を増すためのものであった点は否めない。また花押については、東京大学史料編纂所編『花押かがみ 二鎌倉時代一』に5種の書判が所収されているが、他の祠官の似た花押との差異化および本人の花押変更にも、印章によって宗清と判別できるように考慮したのではないだろうか。なお、建保2年の初見以降にあって、署判が花押だけで印判のない場合も多く、〈花押重ね朱印〉との差違については、史料の内容を見ても容易には説明できない。

その外、印章の使用法は、紙継目裏に花押を据え重ねて朱印を捺す場合²⁷、紙継目裏に花押を据えあわせて、その上部ないしは下部に朱印を捺す場合²⁸、紙継目裏に朱印だけを捺す場合²⁹、また「石清水八幡宮御指図」(『叢書』5-3頁)のように、境内の護国寺から下院の指図の袖に重ねて、本紙の表に朱印を捺す場合もあった。

Ⅲ 柳耀清の印章

第37代別当の耀清(1202～1255)の父は竹(善法寺)幸清、母は増清の女子で、文暦2年(1235)8月権別当に任じられ、仁治3年(1242)9月別当に補された。建長5年(1253)8月社務検校を任される。香椎宮検校を兼任し、柳と号した。なお、女子の幸寿姫は亀山院に祇候して少将局を称した。

柳耀清の印章は、【口絵C】(「宮寺并極楽寺恒例仏神事惣次第」『石清水』1-157～190頁)である。法量は縦3.2cm、横1.8cmの単辺長方形の陽刻である。印文の読みについては、これまで4文字の「水光卯青」「水光邱青」「水卯光青」などと区々で、定説がない。筆者は、「呷 靨」の2文字と考えている。上の1字は、諸橋轍次氏『大漢和辞典』にも採録されていないので、耀清の作字であろう。どのように読むかは判定できないけれども、「水」を仰ぐと読めば、石清水八幡宮寺の八幡大菩薩を仰ぎ、といったような意味となるだろうか。下の一字は「靨」(てい)で、まっすぐに見る、ないしは正視する、といった意味が知られる。したがって、石清水八幡宮寺の八幡大菩薩を正視する、といった意味を込めた造語といえよう。

管見では、【口絵C】の史料の裏書および紙継目裏に耀清の朱印が捺され、その寛元2(1244)年11月日付の耀清重注進状の署名「別当法印権大僧都耀清」の法名耀清に重ねて、朱の印影が確かめられる。注進状の署判に花押ではなく朱印だけが据えられており、先の竹幸清、田中宗清の証印や〈花

押重ね朱印〉とは用法が異なる。

おそらく、同年10月1日におこった石清水本社の外殿宝前流血の触穢事件³⁰に関する、杖議の審議に際し、史料請求に応答して、別当の耀清が石清水仏神事の次第を注進したものであろう。その後、本史料がどのような経緯をたどって伝世したかは不明ながら、朱印に鑑みれば、正文の案文を控えとして耀清が手元に残した本史料が、現在は石清水八幡宮所蔵「田中家文書」に収められている。田中奏清が文明6年(1474)7月21日に軸付したことを奥書に記しているため、これ以前には田中家に相伝されていたと見なされる。

本史料「宮寺并極楽寺恒例仏神事惣次第」は史料集の刊本に掲載されているけれども³¹、耀清の朱印に関しては、斯界でもほとんど知られていない。唯一、『石清水八幡宮史』(2-8頁)に記載されている。同史料の冒頭注記には、「コノ文書、紙継目裏毎二、又裏書ノ字面ニ柳耀清ノ朱印一ヲ捺セリ、」とあって、「勅節十箇度 [] (柳耀清朱印) ○印文『水光卯青』と4文字が記されている。そして、同書38頁と39頁の間に注進状の署名・朱印の写真が差し込まれ収載されているので、確認できないわけではなかった。しかしながら、後述する通り、国宝『宋版史記』に捺された同じ蔵書印が不明とされてきた。本稿の考察をもって、はじめて耀清の私印と解明できたことになる。

まずは、本史料に関し、朱印の捺された位置について、実際の古文書の原本と刊本史料とを見較べながら検証したい。

- ①『石清水』では朱印の明示はないが、『宮史』には唯一、印文を採録した個所、内題「石清水八幡宮二十四節神事」の「勅節十箇度」の下に表記がある。もっとも重要な勅節の神事にかけて、耀清の朱印が捺されたと考えられる。実際には十箇度の「度」の9画目が朱印天部の郭棹にかかっており、文字を書いた上に朱印が捺されている。
- ②『石清水』61号と62号の紙継目裏のほぼ中央部に朱印が捺されている。以下、紙継目裏ごと、21ヶ所に朱印の印影が見える。
- ③同62号(176頁)の耀清自筆裏書「宮寺故実云(下略)」の「宮」字に半分ほどかかるように朱印が捺されている。
- ④同62号(182頁)の耀清自筆裏書「自恣作法(下略)」の「自」の1画目が朱印地部の郭棹にかかっている。
- ⑤同62号(184頁)の耀清自筆裏書「宮寺故実云(下略)」の「宮」字のウ冠に朱印にかかるように捺されている。
- ⑥同62号(188頁)の耀清自筆裏書「宮寺故実者(下略)」

の「宮」字に半分ほどかかって朱印が捺されている。

⑦同62号(190頁)の年月日奥下の署名「耀清」に朱印の右半分がかかるように捺されている(【口絵C】)。

このように石清水八幡宮所蔵「宮寺并極楽寺恒例仏神事惣次第」には、耀清の朱印が28ヶ所に捺されていた。字体から推して、注進状の全文と裏書はすべて耀清の自筆と考えてよいだろう。朱印は耀清の自筆を証明する作法と見なすことができる。

さて、【口絵D】(国立歴史民俗博物館所蔵、国宝『宋版史記』〈黄善夫刊本〉第二冊「史記集解序」1丁目表〈資料番号H-172-2〉)の朱印の印影を参照されたい。【口絵C】の耀清朱印と法量も字形もまったく同じである。したがって、耀清の所蔵本だったことは間違いなく、鎌倉期の13世紀前半、わが国に将来されていたことが確実となる。

国宝指定の際、文化庁の山本信吉・大山仁快両氏が紹介している³²。集解・索隱・正義の「三注合刻本の現存最古本」で「全冊完存」する宋の慶元年間(1195～1200)の印行。本紙は伝来の過程で「匡郭いっぱい切り抜かれ、全冊に裏打を兼ねた大型副葉紙が添えられている。本文の行間および副葉紙の余白には朱墨の訓点、墨書注記」が書き込まれ、日本中世の「史記」研究を詳細に伝えていると評価した。妙心寺の南化玄興(1538～1604)の手沢本から、直江兼統に渡り、上杉藩に伝来され、国宝指定当時は『宋版漢書』『宋版後漢書』とともに上杉隆憲氏の所蔵にかかる。

『宋版史記』に関する本格的な研究は、水澤利忠氏の論考³³で、伝来史を含む書誌学史上、現在においてもすぐれた先行研究と評価できる。本稿に関連する重要な記述を看取しておこう。その1は、12世紀末に刊行された『宋版史記』の印影「水光卯青」(4字の印文)と同じ黒印が、宮内庁書陵部所蔵「史記集解旧鈔卷子本」(范睢蔡澤列伝第十九)の紙継目の2ヶ所に捺されている点から同一の所蔵者と判断、鎌倉初期の写本とする見解(『図書寮善本書目解題』)を勘案して、『宋版史記』もまた鎌倉初期には将来されていたと想定したこと。

その2は、『宋版史記』と卷子写本ともに、同じ「廬藏用の春秋後語」(史記説)の書入れがある点。『宋版史記』にしばしば行われた補鈔を含めて、次の月舟寿桂(1470～1533)より以前の極めて古い書入れがあること。

その3は、月舟の蔵書印と夥しい量の自筆書入れから、16世紀初頭には五山禅僧の月舟の手にするところであったこと。したがって、後世の所持者である直江兼統が朝鮮出兵の際の戦利品として持ち帰ったとする伝承は退けられた

こと。

ついで、『宋版史記』に捺された長方角印については、文化庁監修『国宝10書跡Ⅱ』(毎日新聞社、1984年)が丁寧な解説を載せ、実寸大の写真を掲示している(図版86)。「印記」の説明の中で印記「水光卯青」(朱印・黒印一印は判読)(169頁)と書いている。「卯」字はどう見ても「印」にあたるものと考えられる。『宋版史記』「老子伯夷列伝第一 史記六十一」巻末の黒印「呷訛」が原寸で確かめられる。また、高橋智氏が『週間朝日百科 日本の国宝』(50号、朝日新聞社、1998年)の中で、『宋版史記』の書誌的な価値に関し、とくに唐の注釈書「史記正義」の書入れに着目して、「正義」の逸文研究に益大であると、指摘する。なお、「孝景本紀第十一」冒頭の写真を挙げて、黒印の印文を「水光卯青」(4文字)と判読している。

米沢上杉文化振興財団編『図説 直江兼統 人と時代』(2010年)では、『宋版史記』の図版を掲載して(166～168頁)、題箋に捺された南化玄興の印、史記や漢書の研究者・月舟寿桂³⁴やその門下のもと思われる書込み、月舟の鼎印(第57冊巻首、56～65冊)、『宋版漢書』第8冊巻首に捺された子瑜元瑾と心華元棣(1342～?)の印から「日本への伝来を14世紀まで遡る可能性があります。」と指摘する。『宋版後漢書』については、建仁寺の中巖円月(1300～1375)ないしは相国寺の仲方中正(1373～1451)の印と考えられている「中正」朱印が捺されている点に触れている³⁵。なお、『宋版漢書』および『宋版後漢書』には、耀清の印影は認められないので、別の所蔵者を想定しなければならないであろう。

そこで、宮内庁書陵部と国立歴史民俗博物館とに出向して、あらためて耀清の印影にかかわる原本調査を、2018年1月18、19日の両日に実施した。ここでは朱印と黒印の法量と形状、および「訛」の1字朱印について、その調査成果を報告しておきたい。

【口絵D】は、版本の匡郭の内側に朱印「呷訛」(2文字)が捺されている。また同丁の匡郭の外側下部に同様の黒印が認められるが、この個所の黒印は欠損しているので、【口絵E】(同第六十三冊「范睢蔡澤列伝第十九」1丁目表・巻頭)を参看されたい³⁶。法量は、【口絵C】【口絵D】の耀清朱印とひとしく縦3.2cm、横1.8cmだが、字形をよく観察すると、朱印と黒印の陽刻が異なる点が見える。とくに偏「印」の1画目の入りと、旁「光」の5画目と偏との接触点の位置の異同は明らかである。したがって、耀清は印刻の異なる朱印と黒印の2顆の印章を使用していた点が判明する。

次に、宮内庁書陵部所蔵「史記集解旧鈔卷子本」(范睢蔡

澤列伝第十九 史記七十九〈函架番号512・93〉の原本調査に触れたい。『宋版史記』と同じ黒印「𪛗𪛗」（2文字）が、巻子の24紙と25紙の継目表天部と、29紙と30紙の継目表天部に捺されている（書陵部公開の画像データベース：27・28頁、31・32頁）。法量は縦3.2cm、横1.8cm、また印文も、【口絵E】の国宝『宋版史記』「范睢蔡澤列伝第十九 史記七十九」の匡郭外部の印影とまったく同様のものである。よって、書陵部の卷子本もまた耀清が所持していた点は疑いない。鎌倉期、石清水八幡宮寺の書写・編輯事業を勘案すれば、写本を作成し卷子装させたのも、耀清本人に違いない。

さらに、『宋版史記』の調査で確認できた「𪛗𪛗」の1字朱印を紹介したい。【口絵F】（『宋版史記』第五十六冊「老子伯夷列伝第一」4丁目裏）を参照されたい。今回の調査では、その外に同「老子伯夷列伝第一」7丁目裏天部、同「管晏列伝第二」3丁目表天部、同「申不害非列伝第三」1丁目表、宮内庁書陵部所蔵「史記集解旧鈔卷子本」と同じ史記七十九「范睢蔡澤列伝第十九」16丁目裏にも確認できた。法量は縦1.9cm、横1.4cmで、この角印の「𪛗」字から推して、耀清の3種目の印章である点は間違いない。石清水八幡宮の現蔵史料のなかには管見できない印影である。

ところで、かかる『宋版史記』や卷子写本は、いつ、どのようにして、石清水八幡宮寺の社外に流出したのだろうか。

別当職は37代耀清から38代宮清（母は幸清の女子、耀清の妹）へと受け継がれ、検校職も譲られている。宮清は善法寺を称し、建長5年（1253）別当補任、2年後に検校に就いた。耀清に子息はあったけれども、「祠官家系図（善法寺）」（『宮史』首巻）では「子孫断絶」と書かれているので、宮清が家財を相続し、なお耀清の孫娘が尚清の室に入っていることに鑑みれば、善法寺家の宮清—尚清—康清—永清と、善法寺家の嫡流が継がれ、『宋版史記』も相伝されたのであろう。善法寺家の正嫡をめぐっては、尚清の子曩清や同じく通清、その子昇清、その子善法寺了清と永清の間で所領が競望され、応安5年（1372）に和与に及んでいる³⁷。

同じく「祠官家系図（新善法寺）」（『宮史』首巻、78頁）を見よう。元徳2年（1330）に法印、別当、検校に叙任された善法寺康清の嫡男で、貞治3年（1364）に別当、検校に補任され、新善法寺を称した永清の項に、貞治年中（1362～1368）に「坊具重代物悉却之了」と書かれている。おそらく、善法寺家の家督争い（「門跡相論」『石清水』6—403号）の最中に、先祖伝来の宝物『宋版史記』が流出したのかも

知れない。応安8年（1375）に建仁寺で没した中巖円月が「三史」（史記・漢書・後漢書）を閲覧していたとすれば、学僧を多く輩出して「学問づら」と呼ばれた建仁寺に、貞治年中に入った可能性も見逃すわけにはいかない。

かくして、耀清の印章には、証判の意味と花押³⁸にかわる機能を有していた朱印と、蔵書印としての黒印があった。両者の印影を較べると、陽刻が異なるので、私印の印章を2顆つくり、使い分けたようだ。さらに場合によっては、1字の小型の朱印を用いた。耀清は私印を捺すことで、善法寺家の嫡流相伝の根拠となし、紙継目はもとより、裏書にも1筆ごとに朱印を捺して自筆の注記に重ねた点は、自らの勘書を明記する必要にかられたからであろう。自己の責任を例証したことは明らかである。【口絵C】の史料内容の仏神事は、石清水八幡宮寺の興行を支える基盤であり、当時の年中祭祀を公家へ注進することは、勅祭社として、きわめて重要な行為だったといえることができる。

おわりに

本稿では、鎌倉時代における石清水八幡宮寺祠官の印章について論証した。史料上、印影の初見年次は、それぞれ善法寺（竹）幸清の朱印が建保7年（1219）、田中宗清が建保2年（1214）、善法寺（柳）耀清が寛元2年（1244）である。

これらを前提に推考すると、田中宗清の代に画期があるように思われる。宗清以前には、私印の印章が見受けられないからである。宗清は、石清水別当の補任をめぐって、違例や遅滞に不満をもっていた。また、田中家の正嫡の意思を強くもっていた。ずばりいえば、嫡流を例証し、子々孫々に相伝するための「宮寺縁事抄」の編輯が、建保2年から行われており、その際に、花押に重ねて朱の私印をはじめて捺したのである。この〈花押重ね朱印〉は、撰閲家の私印の系譜と中国宋朝の禅林の影響の融合とみてよいだろう。

いま一度、嘉禎3年（1237）5月日付の宗清讓状（『石清水』1—176号）に注目したい。子息二人にたいし、教清に嫡子がない場合は行清が「惣領」すべきこと、行清に嫡子がないときは教清が所領を知行することが書かれている。二人は「一味同心」して万事（世間・所領・諸事）に「和与」（和睦・談合）すべきことが諭された。嫡子を正統化することに固執する一念を看取できるのである。

宗清に別当職を長年譲らなかつた幸清もまた修史に取組み、書写させた史料に同じく朱の私印を捺したのである。幸清の子息耀清は実父の意志を受け継ぎながら、「宗」や「幸」

のような偏諱、上の一字ではなく、意味深長な「咏 訖」なる印文を陽刻した印章を2顆作成した。黒印は蔵書印、朱印は証判として用いられた。あわせて「訖」の1字朱印を使用したことが判明した。さらに、上記の印影の確定によって、国宝『宋版史記』および宮内庁書陵部所蔵「史記集解旧鈔卷子本」は、鎌倉時代、石清水八幡宮寺の別当耀清が所持していたことを究明できた点は、典籍および写本の書誌学史上、貴重な発見だったと思われる。

ところで、藤原定家の『明月記』嘉禄2年(1226)2月7日条には、定家が宗清から舶載の麝香と鸚鵡(「鸚歌」)を贈られたことが記されている。ヒトの言葉を返す鸚鵡は、主人の九条家に進上する、と書かれている³⁹。耀清が『宋版史記』などの将来の典籍を入手できた点と、石清水八幡宮寺の祠官として共通している。

田中家は、筑前国宮崎宮を支配していた。文治元年(1185)11月8日付の摂政家政所下文(『石清水』2-630号)によって、筑前国宮崎宮が「石清水別宮」になった。別当は第29代の田中慶清、11月14日には後白河院の院宣が慶清に下された(同631号)。同19日付の太政官符によって道清が宮崎検校に補任され、建仁4年(1204)には宗清が筑前国司庁宣をもって同じく宮崎検校に補任されている(同636・637号)。

いっぽうの善法寺家は、筑前国香椎宮を統治していた。建久4年(1193)8月石清水本社一日修理の勘賞により、石清水別当兼香椎検校の成清に香椎宮領36ヶ所が宛行われ、同8年5月権別当幸清が香椎宮の社務を執行、領家職を得て、正治元年(1199)7月香椎宮検校に就いた。子息の耀清もまた同検校に補任された⁴⁰。

主に12世紀以降、宮崎宮や香椎宮の社家雑掌・神人らは日宋貿易に従事し、その貿易利潤にあずかった。貿易港をもち貿易商人を抱えた宮崎宮や香椎宮と、大宰府や延暦寺との闘争をみれば首肯できる⁴¹。宮崎検校を兼務する宗清や、香椎宮の社務・検校を兼任した幸清・耀清らは、別宮・神領の現地に派遣した、石清水三綱らの留守職や神官の俗別当などを通じて、年貢所当の取収に加えて、日宋貿易における輸入品を入手し、贈答などに利用できる立場にあったということが出来る。

さらに、西国の交通の要地に分布する石清水八幡宮寺の別宮⁴²や荘園・諸職には、主に紀姓を名乗る神官が在地商人の神人を組織し、淀の間丸神人を代表として、年貢所当や舶載品(中国銭を含む)の物流に関与したのである。

諸国に散在する神人らのネットワークを形成した物流および商業活動は、放生会や安居会、大山崎神人を主体とす

る日使頭祭など、石清水祭祀にかかわる頭役(神事役)の奉仕から推し量ることができる⁴³。

付記

本稿に関する調査・研究にご理解をいただき、ご協力を賜った、宮内庁書陵部編修課主任研究員・高田義人氏、国立歴史民俗博物館准教授・田中大喜氏、同事業課資料係の森谷文子氏には深謝申し上げる。またいつもながら、筆者が兼任する、石清水八幡宮研究所の西中道禰宜、田中博志権禰宜にはお世話になった。ここに記し謝意を表したい。

註

- 『はん』学生社、1964年、47頁
- 『印章』吉川弘文館、1966年、249～259頁、同氏「印章」(『国史大事典』吉川弘文館)
- 『日本印章史の研究』雄山閣、2004年、ものと人間の文化史178『はんこ』法政大学出版局、2016年
- 相田二郎『日本の古文書』上、岩波書店、1949年、934頁、前掲註(2)荻野著書303頁
- 拙稿「石清水八幡宮牛玉宝印に関する一考察」(『東北福祉大学芹沢銈介美術工芸館 年報』8、2017年)
- 保安元年(1120)6月25日付石清水八幡宮寺符(『大日本古文書 石清水文書』〈以下『石清水』と略記する〉2-396頁所収写真)
- たとえば、『続石清水八幡宮史料叢書(1)』〈以下『続叢書』と略記する〉桐7-5「八幡宮寺建武炎上之記」の旧表紙貼紙の蔵書朱印などに見える。
- なお、印章一覧としては、東京大学史料編纂所編『読史備要』(講談社、1966年)、『書の本史』第9巻(平凡社、1976年)、『国史大事典』第1巻「印章」(吉川弘文館、1979年)が参考となる。また、戦国大名の印章については、相田二郎著作集2『戦国大名の印章 印判状の研究』(名著出版、1976年)が代表的な研究である。拙著『戦国大名の正体』(中公新書、2015年)では、戦国大名の「国印」「国主印」と評した。
- 『石清水八幡宮史』〈以下『宮史』と略記する〉(首巻)所収の「祠官系図」を参考とし、加筆した。
- 『中世日本の国家と寺社』第Ⅱ部第1章、高志書院、2000年、初出1976年、244頁
- 美川圭『白河法皇』NHKブックス、2003年、167～171頁
- 「諸縁起 口不足」(『続叢書(一)』所収桐9-12・口絵、『石清水八幡宮史料叢書』〈以下『叢書』と略記する〉2-44頁)
- なお紙背に「八」字の二重郭方形黒印が3ヶ所確認できるが未詳。法量は縦1.9cm、横1.9cm。
- 『続叢書(一)』桐2-3、『石清水』1-111頁
幸清の花押については、東京大学史料編纂所編『花押かがみ二 鎌倉時代一』(吉川弘文館)に3種の書判が所収されている(231頁)。
- 『石清水』6-682頁、拾遺62号、写真は天理大学附属図書館所蔵「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」(『新天理図書館善本叢書』第6巻、八木書店、2015年)に掲載されている。建保5年(1217)正月27日付の漢文体の願文案(大江周房筆、『石清水』2-677号)を草案とし、仮名書に改められ、定家が筆を執って、宗清と相談しながら文面を整えていった案文である。
- 藤本孝一「田中宗清と藤原定家」(『石清水崇敬会会報 清峯』

- 30号、2011年)、『明月記』に関する史料論については、同『国宝『明月記』と藤原定家の世界』(臨川書店、2016年)を参照されたい。
- 17 父子の筆写については、「宮寺縁事抄第十二」(『石清水』5-85頁)に紙継目裏ごとに道清の花押「裏判」、宗清の追筆(奥書「先師別当御房御書也、以他人本、加書了」)があって、編纂事業は道清の影響と指導があったと考えられる。また、「石清水御修理御占勘文延久二」(『石清水』1-208頁)には、旧表紙と台紙との継目表に道清の署判があり、見返の台紙と本第1紙の継目裏に宗清の花押が据えられている。
- 村山修一『藤原定家』(吉川弘文館、1962年、368頁)が指摘する書写に関し、藤原定家の影響も見逃せないだろう。なお、定家は建保元年(1213)9月宇佐勅使を命ぜられ11月に出立する。その際、各所から夥しい数の贈り物が届けられた(同書281頁)。善法寺祐清からは螭螂の「鞍馬」が(『明月記』同年11月22日条)、宗清からも馬が贈られている(同28日条)。宗清だけでなく、宇佐弥勒寺檢校職を兼ねる善法寺祐清と定家の交流も知られる。
- 18 『神道大系神社編7 石清水』精興社、1988年
- 19 同上570頁
- 20 同上34頁、『叢書』5-223頁
 原本を読み直してみると、若干の字句を補訂する必要があると思われるので、ここで列記しておきたい。
- ①2行目「運清内々取之」→「運清内々被取之」(なお「取」字右脇に「又■等」の見消ちがある)
- ②4行目「料橋破重書、為之内々所持文書」→「料橋○重書少々、内々所持文書」
- ③4行目「為神書所」→「為神官所」
- ④4行目「仍以兩三卷用御經之料橋」→「仍以兩三卷用經之料橋」(「御」の字をとる)
- 21 運清は先行研究に触れられていない。運清は「祠官家系図(田中)」(『宮史』首巻)では削除されているが、未刊の「石清水八幡宮祠官系図」(『統叢書』桐5-11)と「八幡宮寺祠官并俗官等系図」(同桐5-12、明徳2年<1391>卯月日付の法印乘清奥書には、光清息女が三井寺円満院道恵法親王の御母の関係で、社家記録がかの院家に所在し、本書も円満院本をもって書写したと記されている<『統叢書』1-71頁>)。それによれば、田中道清と同母(最清の女子)の実弟で、石清水の権上座、少別当に昇進したことが書かれている。また、別当慶清没後、文書を略取、重書を隠し置いたことが、「宮寺大殿馬道間事」(『叢書』5-228頁)の奥書からわかる。「勝清昇進事」(『石清水』2-395頁)の建久3年(1192)の奥書からは、道清が運清から文書類を責め取って、宗清に相伝させたことがわかる。宗清が権少僧都に任じられたのは元久2年(1205)11月、建暦3年(1213)3月に法印に叙され、権大僧都に任じられている。幸清は建久2年正月に法眼、元久元年に法印に叙されている。「幸清法眼」の僧位については検討を要するが、宗清が権少僧都の時期に一時、幸清が所持していたようだ。幸清が別当に就任したのが建永2年(1207)正月だから、その頃かも知れない。なお、「宮崎宮塔院所領官符」(『石清水』2-228頁)や「慶清昇進記」(同2-430頁)の巻末にも同じく建久3年、運清から「責取文書内」を、宗清が「相伝」したと記されている。
- 22 「八幡宮寺宣命告文部類第六(末)」(『石清水』1-64頁)宗清奥書に「以正本手自校合了、但不足有之如何、祝言ハ執行法橋盛繼令書写□可給法眼章清(花押)」とある。
- 23 『神道大系 石清水』714頁、『叢書』2-453頁、『鎌倉遺文』6-4430号
 ここで嘉禎3年(1237)5月日付の3通の宗清讓状を見ておこう(『石清水』1-175~177号)。石清水檢校兼宮崎校の宗清は、同母(祐清の女)兄弟の権別当教清と修理別当行清の実子に諸庄・田中房領を分割して譲った。行清の一期分も多く含まれるが、1通は宗清と教清父子連署をもって、いま1通は宗清の署判をもって処分状が作成された。さらに同日付で宗清袖判の讓状がこの。諸道具と併せて、「宮寺縁事抄」が掲示され、「半作初也、」とあり、未完であったことがわかる。また、「本日記者讓渡権別当畢、」と見え、教清に譲与されている。ところが、宝治3年(1249)に教清の「悪行」「罪科」で相続の所領が没収され、宗清の遺言の通り、行清の相続が、後嵯峨上皇院宣(『尊経閣文庫所蔵 石清水文書』8号)によって安堵された。
- 24 刊本では、『統叢書』1口絵・桐3-5(『石清水』1-63頁)の建保2年12月13日付「後鳥羽天皇宣命写并卷末奥書」に権別当宗清の〈花押重ね朱印〉写真が確かめられる。
- 25 前掲註(2)280~282頁
- 26 京都・龍光院所蔵、赤沼多佳監修・東京国立博物館編『特別展 茶の湯』毎日新聞社、2017年、134頁・図版104
- 27 「石清水八幡宮御指図」(『叢書』5-3頁、口絵写真)の紙継目裏に宗清の花押・朱印、敬清が寛永期に裏打・修補を実施、奥書に自説を披瀝する(『統叢書』桐1-5、奥書、同桐1-6、軸付修補記)。同一の紙継目裏に捺された宗清の朱印と同花押は4ヶ所に確認できる。同日録5の「極楽寺事」の紙継目裏には花押に重ねて朱印が捺されている。また、「八幡宮寺宣命告文部類第六本」(『石清水』1-24頁)は宗清の花押の上に朱印を捺す。寛永10年5月11日付の檢校敬清奥書には、「先師奏清任勘加統畢、猶以令不足歟、朱印書判不明、能々可勘也、」とあるので、敬清は奏清が裏打したことは承知していたが、この時点で宗清の花押と朱印は知らなかったようだ。
- 28 「八幡御託宣記部類巻第」(『叢書』2-251頁)には、花押と朱印が紙継目に捺された例が1ヶ所だけある。花押だけの場合は3ヶ所、朱印のみは11ヶ所、朱印と黒印は7ヶ所に確認できる。この印文のない円形糸印の黒印(縦2.2cm・横2.1cm)が宗清の時期のものか、誰の印章なのかは不明で、今後の課題となる。また、承久2年(1220)2月11日付の宗清自筆奥書に「宗清中書已了、追可清書」と見えるように、清書前の写本下書(「中書」)である。「代々相伝御託宣」「重宝」の文字が損亡する新たな書写とある。いくつかの異本と交合・勘書した点、とくに俗別当の紀兼信本や別当竹幸清の所持本と見合わせ遺失を防ぎ、子孫のため宮寺のために書写し直した主旨が記されている。
- 29 「八幡八幡大神大託宣并公家定記」(『石清水』2-42頁)、「八幡宮大菩薩示現記」(『叢書』2-111頁)。また、紙継目裏ごとに朱印のある史料(『石清水』5-528頁、同543頁)などがある。
- 30 本社の外殿宝前でおこった神官の俗別当同士の闘争、流血事件に起因しているものと考えられる。事件内容や法曹家らの議論、2年に及んだ審理については、早川庄八『中世に生きる律令』(平凡社、1986年)に詳しい。朝廷の祖霊(応神天皇)を祀る天下第二の宗廟の殿内でおこった流血は、もちろん重大な触穢であり、恒例神事は忌避・延引されるべきものだから、仗儀に加わる公卿らの要請で、注進されたことは推測に難くない。
- 31 『石清水』1-61号文書の冒頭注記に「コノ一卷裏書ノトコロ、及び紙ノ継目裏ゴトニ、法印耀清ノ朱印ヲ捺セリ、」(157頁)とあり、「裏書」は掲載しているが、朱印の印文は採録されていない。同62号「別当法印耀清注進」文末、寛元2年(1244)11月日奥下の自筆署判「別当法印権大僧都耀清[]」とあって、同じく印文は略されている。『大日本史料』(5編18冊164頁)では、年月日の奥に「○本書、裏書ノト

- コロ及び紙ノ継目裏ゴトニ、「法印耀清」ノ朱印ヲ踏ス」と見える。朱印の印文は明示されていない。『続叢書』(1-19頁)には「裏書及び紙継目ニ法印耀清ノ朱印ヲ捺ス、卷首本紙裏ニ『寛元二年十一月註進』トアリ、」と注記されている。先述した幸清や宗清のように、口絵写真は掲載されていない。
- 32 「宋版史記など一新指定国宝・重要文化財紹介」(『Museum』185号、1966年)
- 33 「上杉家藏慶元本史記の研究」(『米沢善本の研究と解題』市立米沢図書館発行、1958年)
- 34 戦国期の公卿三条西実隆は、大永7年(1527)、月舟寿桂に会いに行き、史記の不審について尋ねている(『実隆公記』同年5月7日条)。月舟はかかる史記の善本を所持し、当代一の史記の研究者だったから、実隆がわざわざ訊いたのであろう。月舟による『宋版史記』への書入れには「史記正義」の注記が多く、また「幻雲史記抄」は周知の通りである。
- 35 「中正」の印影は、仲方中正の印章と考えられる。画像や図版で確かめられる、耀清の印章の印影を収めた史料集は、旧装丁の巻頭の黒印、第一冊第8丁表(『必携 古典籍・古文書料紙事典』八木書店、2011年、口絵33頁、解説274頁)、「臨濟宗禪師一一五〇年白隠禪師二五〇年遠忌記念」特別展図録『禅一心をかたちへ』(京都国立博物館・東京国立博物館・日本経済新聞社文化事業部編、2016年)の『史記七十九』挿図3(383頁)、国立歴史民俗博物館HP第3展示室特別展示「年号と朝廷」(2017年9月12日～10月22日)『史記』「三皇本紀補史記」の天部に2字目の「訛」が見える。なお、『禅一心をかたちへ』掲載の恵美千鶴子氏の作品解説では、「『水印光青』『光青』の印が見られ(挿図3)」(4文字と2文字)との指摘がある。同書図版173号(160頁)の朱印は、耀清の「訛」1字朱印である。その外、『宋版史記』に触れた論述には、武内義雄「米沢訪書記」(『武内義雄全集』第10巻、角川書店、1979年)、横山昭男「直江兼統」(『国史大辞典』10、1989年)、同「直江兼統」(『日本歴史大事典』小学館、2000年)、『米沢市史2近世編』(1991年)、矢田俊文編『直江兼統』(高志書院、2009年)などがある。
- 36 管見では、外にたとえば『宋版史記』第一冊「史記目録」1丁目表、同2丁目表、同4丁目表、同5丁目表、同8丁目表、同第二冊「史記集解序」末、同「史記正義論例法解」1丁目表および同末、同第三冊「三皇本紀補史記」1丁目表、同4丁目裏、同「五帝本紀第一」1丁目表および同末、同第十一冊「孝景本紀第十一」1丁目表、同第五十六冊「老子伯夷列伝第一」1丁目表および同末、同「申不害非列伝第三」末などに、同じ印影の黒印が確認できる。
- 37 宮清は「門跡院室」、尚清は後嵯峨院後胤、別当・検校職、元応2年(1320)入滅。尚清の子・通清は後円融天皇と足利義満の外祖父、一期一代の門跡を相続。嘉暦3年(1328)権別当にして初の社務検校職、建武3年(1336)検校還補、暦応4年(1341)入滅。昇清は貞治元年(1362)別当職、狂乱により囚閉され貞治3年入滅。了清は永徳2年(1382)社務検校に就いている。ちなみに、了清と永清の和睦の仲介は通清の妻・智泉聖通(通玄寺開山、のちの尼門跡曇華院)である。
- 38 耀清の花押については、東京大学史料編纂所編『花押かがみ三 鎌倉時代二』(吉川弘文館)に1種の書判が所収されている(240頁)。
- 39 前掲註(16)藤本論稿参照。
- 40 香椎宮の梗概については、広渡正利『香椎宮史』(文献出版、1997年)を参照されたい。ちなみに善法寺家の耀清が称した「柳」の号は、香椎入江を「岸高旅船暫維柳」(商船は江岸の柳に鱸綱をつなぐ)と詠んだ釋蓮禅の漢詩『本朝無題詩集』からとったものかも知れない。
- 41 石井進『宮寺縁事抄』にあらわれた博多(『神道大系月報』74号、1988年)参照。
- 42 14世紀半ばまでに初見できる別宮は、70ヶ所余である。拙稿「石清水八幡宮の歴史」(『石清水八幡宮本社調査報告書』石清水八幡宮、2014年)、口頭報告「石清水八幡宮の別宮の成立と機能」(2016年8月27日、於八幡市文化センター講演)
- 43 神人の活動に関連する拙論は、『中世後期の寺社と経済』(思文閣出版、1999年)、「石清水社日使頭祭記録の紹介」(『栃木史学』20号、2006年)、『戦国期の石清水と本願寺』(法蔵館、2008年)、口頭報告「中世武家と八幡信仰—安居祭祀の機能と役割—」(日本大学史学会2009年11月例会)。なお、「安居頭」の史料上の初見は、仁平2年(1152)慶清の代である(『石清水』2-415頁)。